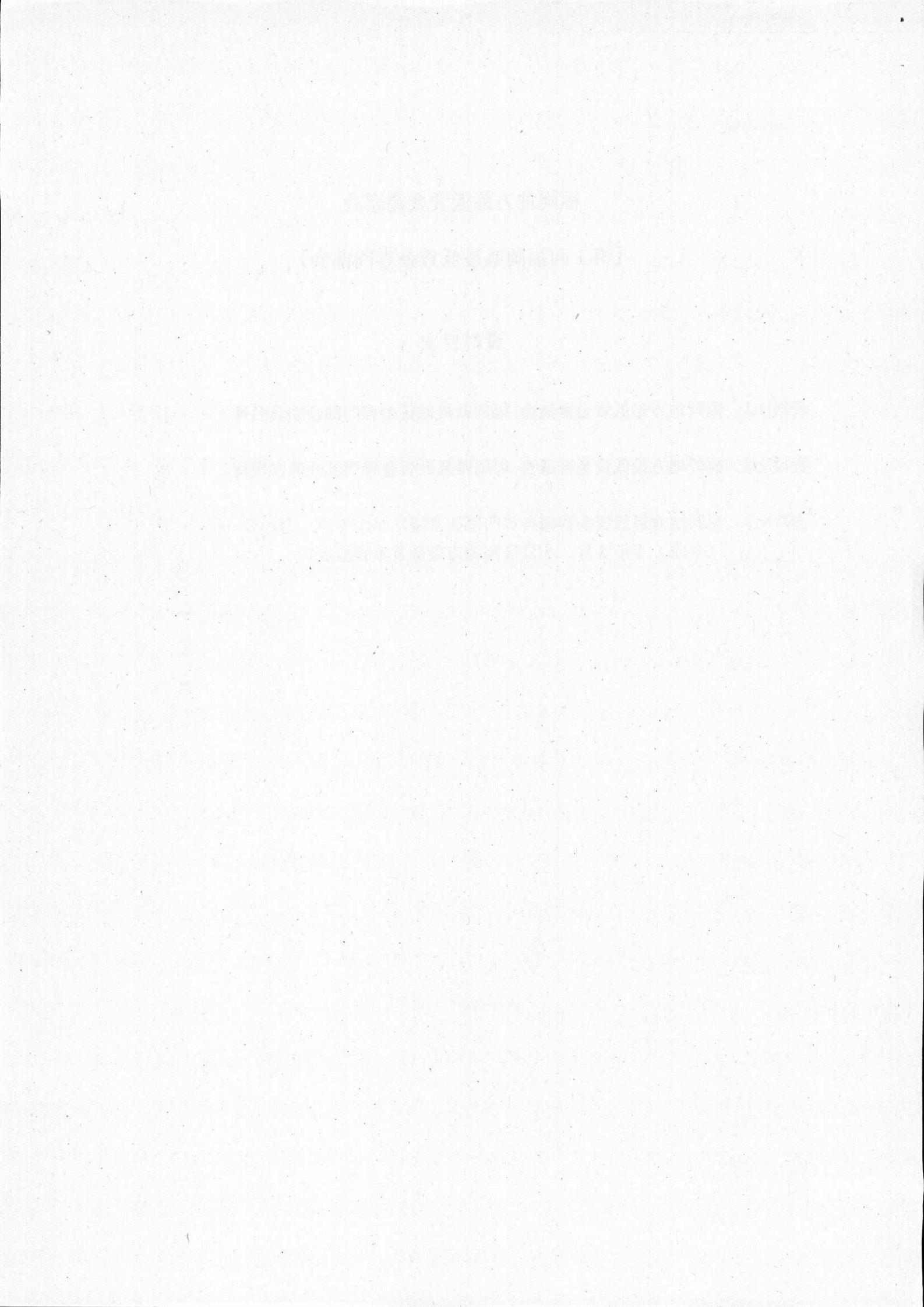


# 福岡地方最低賃金審議会

## 【第1回福岡県最低賃金専門部会】

### 資料目次

- 資料No.1 福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会委員名簿・・・1
- 資料No.2 福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会運営規程・・・3
- 資料No.3 福岡地方最低賃金審議会専門部会審議にかかる申し合わせ・・・7  
(平成14年3月26日福岡地方最低賃金審議会)



資料番号

NO. 1

## 福岡県最低賃金専門部会 委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表委員	平井 佐和子	西南学院大学法学部 教授
	平木 真朗	西南学院大学商学部 准教授
	丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	浜田 紀子	UAゼンセン福岡県支部 次長
使用者代表委員	境 正義	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事



## 福岡地方最低賃金審議会 福岡県最低賃金専門部会運営規程

## (規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## (会議の招集)

- 第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## (小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

## (委員の欠席)

- 第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、そ

の旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和3年3月16日から施行する。





## 福岡地方最低賃金審議会専門部会審議にかかる申合せ

平成14年3月26日

一部改正 平成22年9月10日

福岡地方最低賃金審議会

1. 審議終了時間については、定時（17時）終了を原則とするが、已むを得ない場合（結審予定日等）であっても、遅くとも20時を目途とする。（その後の事務手続き、本審開催を考えると、19時までには採決を行う。）
2. 金額審議において、労使双方の意見調整に努めても全会一致に至らず、最終的に公益委員案を提示し、採決を行わなければならない場合においては、各側委員共、少なくとも採決の定足数を満たすように配慮する。
3. 地域別最低賃金は、10月1日発効、特定最低賃金は、年内発効（統一発効）を目指し、審議日程等を調整する。
4. 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより改正されるべきものであるとの趣旨より、申出者は、関係労使間における事前の協議に努めるものとする。

## 会議の公開に係る申合せ

平成17年8月2日  
福岡地方最低賃金審議会  
福岡県最低賃金専門部会

1. 福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会運営規程の第6条第1項で部会長が会議を非公開とする場合の中には、金額審議を行う場合も含まれるものとする。
2. 上記専門部会において、原則公開とするのは、第1回専門部会及び現地意見聴取に係る専門部会とするが、会議の中で、金額審議が行われる場合はその段階で非公開とすることが出来る。